

報告第十六号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和四年九月十四日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立篠崎小学校改築 工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	3.6.22 (673日間)	円 2,454,518,000	今回 4.6.7	円 2,676,916,000(222,398,000) (9.1%)	建設発生土及び杭打設による 排出泥土について処分先を 変更したこと等による増
	江戸川区立篠崎小学校改築 に伴う電気設備工事	株式会社カイデン 代表取締役 川村 廣	3.6.22 (673日間)	円 356,730,000	今回 4.7.7	円 358,776,000 (2,046,000) (0.6%)	江戸川区立篠崎小学校改築 工事の全体工程の見直しによ る工期変更に伴い、各種経費 を変更したことによる増
	江戸川区立篠崎小学校改築 に伴う機械設備工事	株式会社アイテック 代表取締役 飯島 健一	3.6.22 (673日間)	円 577,500,000	今回 4.7.7	円 580,063,000 (2,563,000) (0.4%)	江戸川区立篠崎小学校改築 工事の全体工程の見直しによ る工期変更に伴い、各種経費 を変更したことによる増
土 木 工 事	松本橋架替工事(その8)	株式会社横河ブリッジ 代表取締役 高田 和彦	3.3.17 (340日間)	円 695,550,900	今回 4.6.6	円 701,713,100 (6,162,200) (0.9%)	水上交通管理者との協議に より、第三者船舶の迂回航路 を橋の中央径間部に確保する 必要があるため、クレーン台 船の規格を変更したこと等 による増及び搬入方法の見直し に伴い、橋桁搬入用の坂路を 両岸から左岸のみの設置に 変更したことによる減